

# 山梨県公報

第一千二百三十九号

平成十三年

十一月一日

木曜日

## 目次

規 則	山梨県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規則	五七二
告 示	広域連合の規約の変更	五七二
	道路の区域変更	五七二
	道路の供用開始(二件)	五七二
	建築基準法に基づく道路位置指定(二件)	五七二
公 告	特定非営利活動法人の設立の認証申請	五七三
	大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見(二件)	五七三
	第三十四期山梨県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者の推薦請求	五七四
	土地区画整理組合の事業計画の変更認可	五七四
	公安委員会	
	山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則	五七四
	信号機の設置等交通規制の告示の一部改正	五七五
	遊技機の型式の検定	五八二
正 誤		
	平成十三年十月十一日付け第一千二百二十三号中	五八三

## 規 則

### 山梨県規則第八十五号

山梨県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規則を次のように定める。

平成十三年十一月一日

山梨県知事 天 野 建

山梨県高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿閲覧規則

(趣旨)

**第一条** この規則は、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則(平成十三年国土交通省令第百十五号。以下「省令」という。)(第四条第二項の規定に基づき、高齢者円滑入居賃貸住宅登録簿(以下「登録簿」という。)(の閲覧に関し、必要な事項を定めるものとする。

(登録簿閲覧所)

**第二条** 省令第四条第一項の規定による登録簿閲覧所(以下「閲覧所」という。)(は、山梨県土木部住宅課内とする。

(閲覧時間)

**第三条** 登録簿の閲覧時間は、午前八時三十分から午後五時までとする。

(定期休日)

**第四条** 閲覧所の定期休日は、次に掲げるとおりとする。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日

三 十二月二十九日から翌年一月三日までの日(前号に掲げる日を除く。)(

(臨時休日及び閲覧時間の短縮)

**第五条** 前二条の規定にかかわらず、知事は、登録簿の整理その他の事由により必要があると認めるときは、閲覧時間を短縮し、又は臨時に休日を設けることができる。この場合においては、その旨を閲覧所に掲示するものとする。

(閲覧手続)

**第六条** 登録簿を閲覧しようとする者は、閲覧所に備え付けてある閲覧簿に閲覧しようとする者の氏名、住所その他必要な事項を記入しなければならない。

(閲覧所以外における閲覧の禁止)

**第七条** 登録簿は、閲覧所以外の場所で閲覧することができない。

(閲覧の停止又は禁止)

**第八条** 知事は、次の各号のいずれかに該当する者の閲覧を停止させ、又は禁止することができ。

- 一 この規則又は閲覧所職員の指示に従わない者
- 二 登録簿を汚損し、若しくはき損した者又はそのおそれがあると認められる者
- 三 他人に迷惑を及ぼした者又はそのおそれがあると認められる者

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# 告 示

## 山梨県告示第四百八十四号

山梨県東部広域連合長から申請のあった山梨県東部広域連合規約の変更については、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百九十一条の三第一項の規定により、平成十三年十月一日付けで許可した。

平成十三年十一月一日

山梨県知事 天 野 建

## 山梨県告示第四百八十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡南地域振興局市川建設部において、この告示の日から平成十三年十一月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成十三年十一月一日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路の線名 甲府市川大門線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
中巨摩郡田富町大字大田和字下河原二二八八番の一地先から 中巨摩郡田富町大字大田和字下河原二二九二番の二地先まで	旧	一〇・〇 一八・二	七五・〇
中巨摩郡田富町大字大田和字下河原二二八七番の一地先から 中巨摩郡田富町大字大田和字下土井外一九〇三番地先まで		三五・〇 五一・〇	四九・五
中巨摩郡田富町大字大田和字下河原二二八七番の一地先から 中巨摩郡田富町大字大田和字下河原二二九二番の二地先まで	新	一〇・五 七九・〇	九四・〇

## 山梨県告示第四百八十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課、峡中地域振興局建設部及び峡南地域振興局市川建設部において、この告示の日から平成十三年十一月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成十三年十一月一日

山梨県知事 天 野 建

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	甲府市川大門線	中巨摩郡田富町大字馬籠字天神 七一番の三地从先から 中巨摩郡田富町大字大田和字下 河原一二九二番の二地先まで	五六〇・〇	平成十三年 十一月六日

## 山梨県告示第四百八十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡南地域振興局市川建設部において、この告示の日から平成十三年十一月二十二日まで一般の縦覧に供する。

平成十三年十一月一日

山梨県知事 天 野 建

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	一四〇号	西八代郡三珠町笛吹川左岸無番 地地先から 中巨摩郡田富町大字大田和字住 還西一三三四番の一地先まで	五八〇・〇	平成十三年 十一月六日

## 山梨県告示第四百八十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十三年十一月一日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の位置  
中巨摩郡若草町浅原字覚頭三百八十二番一
- 二 道路の幅員  
五・〇〇メートル
- 三 道路の延長  
三十四・八一メートル

**山梨県告示第四百八十九号**

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十三年十一月一日

山梨県知事 天 野 建

- 一 道路の位置  
中巨摩郡竜王町富竹新田字西耕地千九十二番四、千九十三番二
- 二 道路の幅員  
六・〇〇メートル
- 三 道路の延長  
三十三・三八メートル

**公 告**

特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十三年十一月一日

山梨県知事 天 野 建

- 一 申請のあった年月日 平成十三年十月二十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - 1 名称 特定非営利活動法人 なんぶ農援隊
  - 2 代表者の氏名 鈴木俊輔
  - 3 主たる事務所の所在地 南巨摩郡南部町本郷八千三百二十一番地

4 定款に記載された目的

この法人は、主に南部町内より生ずる生ゴミを回収して、有用微生物の発酵作用により肥料・飼料化し、有機栽培農業及び畜産業に活用し、農業の向上・環境の浄化・健康増進のための事業を行い、大自然の生命を大切にした共存・共栄の地域づくりに寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により県が述べた意見について、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告する。その意見を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十三年十二月一日まで縦覧に供する。

平成十三年十一月一日

山梨県知事 天 野 建

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 1 名称 オギノ葎崎ショッピングセンター
  - 2 所在地 葎崎市藤井町南下条二百番地
- 二 届出の内容及び公告日
  - 1 内容 新設
  - 2 公告日 平成十三年三月二十九日
- 三 意見の概要
  - 1 駐車需要の充足等交通に係る事項
    - (一) 駐車場の位置及び構造等
      - ア 駐車場の分散確保
      - イ 駐車場出入口の交通対策
      - ウ 交通誘導員の配置
    - (二) 経路の設定等
      - ア 来客の自動車の案内経路
  - 2 騒音の発生に係る事項
    - (一) 騒音問題に対応するための対応策について
      - ア 営業宣伝活動に伴う騒音対策
      - イ 付帯設備及び付帯施設等における騒音対策

四 意見を述べた日

平成十三年十月二十二日

大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見  
大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により県が述べた意見について、同条第六項の規定に基づき、次のとおり公告する。その意見を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成十三年十二月一日まで縦覧に供する。

平成十三年十一月一日

山梨県知事 天野 建

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

1 名称 塩山ファッションモール

2 所在地 塩山市大字熊野字一の平三一

二 届出の内容及び公告日

1 内容 新設

2 公告日 平成十三年四月十二日

三 意見の概要

1 駐車需要の充足等交通に係る事項

(一) 駐車場の位置及び構造等

ア 駐車場出入口の交通対策

イ 交通誘導員の配置

四 意見を述べた日

平成十三年十月二十二日

第三十四期山梨県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者の推薦請求  
第三十四期山梨県地方労働委員会労働者委員補欠委員の任命を平成十三年十二月に行うので、労働組合は労働者委員補欠委員候補者を次により推薦されたい。  
平成十三年十一月一日

山梨県知事 天野 建

一 推薦資格を有するもの及びその推薦手続

1 労働者委員補欠委員候補者を推薦し得る資格を有する労働組合は、山梨県の区域内のみ組織を有し、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条及び第五条第二項の規定に適合する労働組合であること。

2 1の労働組合が候補者を推薦する場合には、推薦書にその労働組合が労働組合法の規定に適合する旨の地方労働委員会の証明書を添付すること。

二 被推薦者の資格制限

1 被推薦者が労働組合法第十九条の四第一項の規定に該当する場合には、委員とな

ることができない。

2 公務員である被推薦者が委員に就任する場合には、国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第一条及び第百四条並びに地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第三十五条及び第三十八条の規定の適用を受ける。

三 推薦者数

各労働組合が推薦しようとする候補者の数は、二名程度とする。

四 推薦期間

平成十三年十一月六日から同月二十一日まで

五 推薦書提出場所

山梨県商工労働観光部労政雇用課とする。

六 任命すべき補欠委員の数

一名

土地区画整理組合の事業計画の変更認可

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第三十九条第一項の規定により、次のとおり事業計画の変更を認可した。

平成十三年十一月一日

山梨県知事 天野 建

一 組合の名称

昭和田西条梅の木土地区画整理組合

二 事務所所在地

中巨摩郡昭和町押越五百四十二番地の二 昭和町役場内

三 設立認可の年月日

平成七年十一月七日

四 変更後の事業施行期間

平成七年度から平成十三年度まで

五 変更認可の年月日

平成十三年十月二十二日

### 公安委員会

山梨県公安委員会規則第十号

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十三年十一月一日

山梨県公安委員会  
委員長 風 間 善 樹

山梨県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則  
山梨県警察の組織等に関する規則（昭和四十二年山梨県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第三南甲府警察署の部竜王交番の項を次のように改める。

竜王交番	中巨摩郡竜王町 篠原二二三三三の	中巨摩郡竜王町
------	---------------------	---------

別表第三中南甲府警察署の部玉幡警察官駐在所の項及び小笠原警察署の部桃園連絡所の項を削る。

附 則  
この規則は、公布の日から施行する。

山梨県公安委員会告示第四十四号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制（昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号）の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）第四条の規定により告示する。

平成十三年十一月一日

山梨県公安委員会

委員長 風 間 善 樹

別表第一中

三三六 中巨摩郡玉穂町乙黒九五番地の 一先（県道甲府玉穂中道線と町 道田富玉穂大津線との十字路交 差点）	乙黒東	平成一三年八月九日 告示第三二二号
--	-----	----------------------

三三六 中巨摩郡玉穂町乙黒九五番地の 一先（県道甲府玉穂中道線と町 道田富玉穂大津線との十字路交 差点）	乙黒東	平成一三年八月九日 告示第三二二号
三三七 甲府市下小河原町二九番地の一	雇用促進住宅	平成一三年十一月一日

先（市道上町三号線と市道住吉  
寺前線等との五差路交差点）  
中  
告示第四四号

三三八  
中巨摩郡玉穂町下河東二、〇二  
〇番地先（町道田富玉穂と町  
道三、一六九号線との十字路交  
差点）  
玉穂南小グラ  
ウインド前  
告示第四四号

三三九  
中巨摩郡昭和町上河東七三〇番  
地の一先（町道三八号線と農道  
二六号線との十字路交差点）  
常永駅南  
告示第四四号

二二九  
中巨摩郡八田村野牛島二、二四  
五番地の一先（村道二二二号線と村  
道四七号線との十字路交差点）  
八田小学校東  
告示第一〇号

二二九  
中巨摩郡八田村野牛島二、二四  
五番地の一先（村道二二二号線と村  
道四七号線との十字路交差点）  
八田小学校東  
告示第一〇号

二二〇  
中巨摩郡榑形町沢登五〇五番地  
の一先（国道五二号甲西道路と  
町道榑形若草線との十字路交差  
点）  
沢登  
告示第四四号

一一一  
中巨摩郡若草町十日市場一、五  
九三番地先（国道五二号甲西道  
路と県道榑形線ハイパスと  
の丁字路交差点）  
若草榑形イ  
ンター西  
告示第四四号

一一二  
中巨摩郡白根町曲輪田新田一五  
五番地先（県道榑形線と広  
域農道との十字路交差点）  
曲輪田新田  
告示第四四号

七八  
榑形市神山町北宮地三八一番地  
先（県道榑形線と豊富線と県道  
武田八幡神社線との十字路交差  
点）  
武田八幡宮入  
告示第三二二号

を		に		を		に	
六〇	六〇	六〇	七三	七二	七一	七一	七九
塩山市下於曾一、三三八番地先 (市道下於曾三三三号線と市道下 於曾四二一号线との丁字路交差点)	塩山市下於曾一、三三八番地先 (市道下於曾三三三号線と市道下 於曾四二一号线との丁字路交差点)	塩山市下於曾一、三三八番地先 (市道下於曾三三三号線と市道下 於曾四二一号线との丁字路交差点)	東山梨郡牧丘町千野々宮九八番 地四先(県道袖口塩山線と町 道二〇六号線との十字路交差点)	山梨市小原東八五一番地の先 (市道山梨市駅東山梨線と市道 小原西八王子一〇号線との十字 路交差点)	山梨市三ヶ所八九一番地の先 (市道青梅支線と市道三ヶ所新 町東五号線との丁字路交差点)	山梨市三ヶ所八九一番地の先 (市道青梅支線と市道三ヶ所新 町東五号線との丁字路交差点)	山梨市神山町北宮地三八一番地 先(県道山梨市線と市道 武田八幡神社線との十字路交差 点)
市民病院入口	市民病院入口	市民病院入口	中牧神社北	日下部公民館 入口	後屋敷小前	後屋敷小前	武田八幡宮入 口
平成一三年八月九日 告示第三二二号	平成一三年八月九日 告示第三二二号	平成一三年八月九日 告示第三二二号	平成一三年一月一日 告示第四四号	平成一三年一月一日 告示第四四号	平成一二年二月二四日 告示第五一五号	平成一二年二月二四日 告示第五一五号	平成一三年八月九日 告示第三二二号
六〇	六一						
塩山市下於曾一、三三八番地先 (市道下於曾三三三号線と市道下 於曾四二一号线との丁字路交差点)	東山梨郡勝沼町勝沼三、四七〇 番地先(国道二〇号と県道深沢 等々力線との丁字路交差点)						
市民病院入口	深沢入口						
平成一三年八月九日 告示第三二二号	平成一三年一月一日 告示第四四号						

に改める。		に改める。	
別表第十中	別表第三中	を	を
二、〇一九 市道	六七二	六七二	六七二
甲府市下小河原町二八番地先 (平嶋朝寛方所有畑前)交差点	コモア 西一 号線	町道	町道
	北都留郡上野原町四 方津二、五五四番地 の五先(コモア四方 津二、五五四番地 出入口)から北都留 郡上野原町四方津 一、八番地の四方津 (県道野田尻四方津 停車場線との交差点) までの両側 (七五〇メートル)	先東側(山本健一方南西 角交差点東側)まで の両側 (二〇〇メートル)	先東側(山本健一方南西 角交差点東側)まで の両側 (二〇〇メートル)
	大型車、自 動特	軽車、除 く	軽車、除 く
	終日	七時九時 から四時 まで(日曜 を除く)	七時九時 から四時 まで(日曜 を除く)
	上野原	葦崎	葦崎
	平成一三年一月 一日 告示第四四号	平成一三年九月二 〇日 告示第三八号	平成一三年九月二 〇日 告示第三八号

三、八八八	市道山梨市駅前	山梨市小原東八五二番地の一先 (日下部公民館入口交差点)	四	日下部	平成一三年一月一日 告示第四四号
三、八八八	市道山梨市駅前線	山梨市小原東八五二番地先(若杉好洋方前交差点)	四	日下部	平九・八・一四 告示第四一号
三、八二七	町道玉穂田富線	中巨摩郡玉穂町下河東二、〇二番地先(玉穂南小学校グラウンド前交差点)	三	南甲府	平成一三年一月一日 告示第四四号
三、八二七	町道	中巨摩郡玉穂町下河東二、〇二番地先(玉穂南小学校グラウンド南西角交差点)	三	南甲府	平五・四・一五 告示第一六号
二、九八七	県道塩山口線	東山梨郡牧丘町千野々宮九八番地の四先(中牧神社北交差点)	三	日下部	平成一三年一月一日 告示第四四号
二、九八七	県道塩山口線	東山梨郡牧丘町千野々宮九九番地先(津野商店前交差点)	二	日下部	六三・八・二二 告示第二一号
二、〇一九	市道上三町線	甲府市下小河原町二九番地の一先(雇用促進住宅中交差点)	一	南甲府	平成一三年一月一日 告示第四四号
					三九号

四、三六四	削除			小笠原	平成一三年一月一日 告示第四四号
四、三六四	国道五号甲西道路	中巨摩郡檜形町沢登五一六番地先(町道檜形若草線との西側交差点)	三	小笠原	平一〇・七・二七 告示第三六号
四、三六三	国道五号甲西道路	中巨摩郡檜形町沢登五〇五番地の一先(沢登交差点)	六	小笠原	平成一三年一月一日 告示第四四号
四、三六三	国道五号甲西道路	中巨摩郡檜形町沢登五一七番地先(町道檜形若草線との東側交差点)	三	小笠原	平一〇・七・二七 告示第三六号
四、〇七三	市道藤井九線	斐崎市藤井町北下条五番地の一先(斐崎文化ホール前交差点)	二	斐崎	平成一三年一月一日 告示第四四号
四、〇七三	市道	斐崎市藤井町坂井二〇五番地先(斐崎文化ホール南西隅交差点)	二	斐崎	平七・一〇・二三 告示第五九号
					線バイパス

四、三八一	国道五二五号 甲西道路	中巨摩郡若草町十日市場一、五二番地の一先(県道葦崎櫛豊富線ハイパスとの十字路交差点)	六	小笠原	平一〇・七・二七 告示第三六号
-------	----------------	--	---	-----	--------------------

四、三八一	国道五二五号 甲西道路	中巨摩郡若草町十日市場一、五九三番地先(若草櫛形インター西交差点)	六	小笠原	平成一三年一月一日 告示第四四号
-------	----------------	-----------------------------------	---	-----	---------------------

四、五二九	県道葦崎富線	中巨摩郡白根町曲輪田新田二二〇番地先(市川強方南側交差点)	四	小笠原	平一・六・三三 告示第二五号
-------	--------	-------------------------------	---	-----	-------------------

四、五二九	県道葦崎富線	中巨摩郡白根町曲輪田新田一五五番地先(曲輪田新田交差点)	四	小笠原	平成一三年一月一日 告示第四四号
-------	--------	------------------------------	---	-----	---------------------

四、八〇〇	市道舞鶴公園北通線	甲府市中央二丁目四番二号先(ヒシネスホテルニュー玉木前)	一	甲府	平成一三年一月一日 告示第四一號
-------	-----------	------------------------------	---	----	---------------------

四、八〇〇	市道舞鶴公園北通線	甲府市中央二丁目四番二号先(ヒシネスホテルニュー玉木前)	一	甲府	平成一三年一月一日 告示第四一號
-------	-----------	------------------------------	---	----	---------------------

四、八〇一	町道三八号線	中巨摩郡昭和町上河東七三〇番地の一先(常永駅南交差点)	四	南甲府	平成一三年一月一日 告示第四四号
-------	--------	-----------------------------	---	-----	---------------------

四、八〇二	町道西一〇号線	北巨摩郡小淵沢町四、〇〇〇番地先(アウトレット入口)	一	長坂	平成一三年一月一日 告示第四四号
-------	---------	----------------------------	---	----	---------------------

四、八〇四	国道二〇号線	東山梨郡勝沼町勝沼三、四七〇番地先(深沢入口交差点)	二	塩山	平成一三年一月一日 告示第四四号
-------	--------	----------------------------	---	----	---------------------

四、八〇五	県道コモリア線	北都留郡上野原町コモアしおつ四丁目四番三号先(積水ハウス管理室南側)	一	上野原	平成一三年一月一日 告示第四四号
-------	---------	------------------------------------	---	-----	---------------------

四、八〇六	県道コモリア線	北都留郡上野原町コモアしおつ四丁目九番四号先(風の公園北側出口)	一	上野原	平成一三年一月一日 告示第四四号
-------	---------	----------------------------------	---	-----	---------------------

四、八〇七	県道コモリア線	北都留郡上野原町コモアしおつ三丁目三七番四号先(積水ハウス管理空地南側)	一	上野原	平成一三年一月一日 告示第四四号
-------	---------	--------------------------------------	---	-----	---------------------

一、二七五	市道穂九坂線	葦崎市長橋町宮六久先(権現橋西側)	二	葦崎	平成一三年九月二〇日 告示第三八号
-------	--------	-------------------	---	----	----------------------

二、二七五	市道穂九坂線	葦崎市長橋町宮六久先(権現橋西側)	二	葦崎	平成一三年九月二〇日 告示第三八号
-------	--------	-------------------	---	----	----------------------

二、二八五	市道コモリア線	北都留郡上野原町コモアしおつ四丁目四番三号先(積水ハウス管理室南側)	一	上野原	平成一三年一月一日 告示第四四号
-------	---------	------------------------------------	---	-----	---------------------

二、二八五	市道コモリア線	北都留郡上野原町コモアしおつ四丁目四番三号先(積水ハウス管理室南側)	一	上野原	平成一三年一月一日 告示第四四号
-------	---------	------------------------------------	---	-----	---------------------

に改める。  
別表第十四中



八、一四三	削除	小笠原	平成十三年一月一日 告示第四四号
八、一四三	富士川西部広域農道	中巨摩郡白根町曲輪新田一七二番地の一（杉山定良方北側・西進車両）	小笠原 平一一・六・三 第二五号
七、九八五	削除	南甲府	平成十三年一月一日 告示第四四号
七、九八五	町道	中巨摩郡昭和町上河東五六九番地先（赤池正文方南側）	南甲府 平一・一〇・一 二七号
七、五二二	削除	日下部	平成十三年一月一日 告示第四四号
七、五二二	町道 二二三号線	東山梨郡牧丘町千野々宮九九番地の三先（津野商店前、県道袖口塩山線に流入する車両）	日下部 六三・八・二二 二二号

に改める。  
別表第十六中

町四方津二、五  
八番地の四先（一  
道野尻四方津  
車場線との丁字路  
交差点）までの  
側差点）

九、一四九	市道 天神前線	山梨市小原東八五二番地先（若杉好洋方西側・南進車両）	日下部 平九・八・一四 告示第四一号
九、一四八	市道 天神前線	山梨市小原西六四一番地先（依田義長方東側・北進車両）	日下部 平九・八・一四 告示第四一号
八、八二六	削除	葦崎	平成十三年一月一日 告示第四四号
八、八二六	市道	葦崎市藤井町坂井二〇五番地先（葦崎市文化ホール南西隅・南進車両）	葦崎 平七・一〇・二 三五号 告示第五九号
八、三三九	削除	南甲府	平成十三年一月一日 告示第四四号
八、三三八	削除	南甲府	平成十三年一月一日 告示第四四号
八、三二九	町道	中巨摩郡玉穂町下河東二、〇二番地先（玉穂南小学校グラウンド南東角・町道田富玉穂大津線との交差点・北進車両）	南甲府 平五・四・一五 告示第一六号
八、三二八	町道	中巨摩郡玉穂町下河東二、〇二番地先（玉穂南小学校グラウンド南東角・町道田富玉穂大津線との交差点・南進車両）	南甲府 平五・四・一五 告示第一六号

九、一四八	削除		日下部	平成一三年一月一日 告示第四四号
九、一四九	削除		日下部	平成一三年一月一日 告示第四四号

九、三九七	草榑町 線形若道	中巨摩郡榑形町沢登五七番地 先(国道五二号甲西道路上り線との交差点東側・西進車両)	小笠原	平一〇・七・二 七告示 第三六号
九、三九八	草榑町 線形若道	中巨摩郡榑形町沢登五七番地 先(国道五二号甲西道路上り線との交差点西側・東進車両)	小笠原	平一〇・七・二 七告示 第三六号
九、三九九	草榑町 線形若道	中巨摩郡榑形町沢登五一六番地 先(国道五二号甲西道路下り線との交差点東側・西進車両)	小笠原	平一〇・七・二 七告示 第三六号
九、四〇〇	草榑町 線形若道	中巨摩郡榑形町沢登五一六番地 先(国道五二号甲西道路下り線との交差点西側・東進車両)	小笠原	平一〇・七・二 七告示 第三六号

九、三九七	削除		小笠原	平成一三年一月一日 告示第四四号
九、三九八	削除		小笠原	平成一三年一月一日 告示第四四号
九、三九九	削除		小笠原	平成一三年一月一日 告示第四四号
九、四〇〇	削除		小笠原	平成一三年一月一日 告示第四四号

九、四二五	県道 榑形 スバ イ	中巨摩郡若草町十日市場一、六 八番地の五先(国道五二号甲西道路との十字路交差点東側・西進車両)	小笠原	平一〇・七・二 七告示 第三六号
九、四二六	県道 榑形 スバ イ	中巨摩郡若草町十日市場一、五 二番地の一先(国道五二号甲西道路との十字路交差点西側・東進車両)	小笠原	平一〇・七・二 七告示 第三六号

九、四二五	削除		小笠原	平成一三年一月一日 告示第四四号
九、四二五	削除		小笠原	平成一三年一月一日 告示第四四号

九、七二二	富士川 西部 域農 道	中巨摩郡白根町曲輪田新田二一 〇番地先(市川強方南側・東進車両)	小笠原	平一〇・六・三 告示 第二五号
-------	----------------------	-------------------------------------	-----	-----------------------

九、七二二	削除		小笠原	平成一三年一月一日 告示第四四号
-------	----	--	-----	---------------------

九、七三八	ふるさ と農 道	東山梨郡牧丘町千野々宮五八二 番地先(牧丘大橋西詰交差点西側・東進車両)	日下部	平一〇・六・三 告示 第二五号
-------	----------------	---	-----	-----------------------

九、七三八	削除		日下部	平成一三年一月一日
-------	----	--	-----	-----------

一、二六七	中府県 道玉穂 線甲	中巨摩郡玉穂町 成島一、二八 番上成島中楯 道の三先(町 との丁路交差 点)から中巨摩	一、八九〇	車両	終日	府南 甲	平成一三年 八月九日 告示第三 号
一、二六七	中府県 道玉穂 線甲	中巨摩郡玉穂町 成島一、二八 番上成島中楯 道の三先(町 との丁路交差 点)から中巨摩 郡玉穂町乙黒七 六七番地の先 (田中公則方東 側交差点)まで の両側	一、八九〇	車両	終日	府南 甲	平成一三年 八月九日 告示第三 号
一〇、二八五	コモア 西一 号線	北都留郡上野原町四方津二、五 一八番地の四先(県道野田尻四 方津停車場線の丁字路交差点 東側・西進車両)	上野原			平成一三年一 月一日 告示第四四号	
一〇、二八四	コモア 西一 号線	北都留郡上野原町四方津二、五 七六番地の二四二先(コモアル 一七線との十字路交差点南側・ 北進車両)	上野原			平成一三年一 月一日 告示第四四号	
一〇、二八三	市道 川四 号線	甲府市貢川本町一番一六号先中 澤貴三男方西側・北進車両)	甲府			平成一三年一 月一日 告示第四一 号	
一〇、二八三	市道 川四 号線	甲府市貢川本町一番一六号先中 澤貴三男方西側・北進車両)	甲府			平成一三年一 月一日 告示第四一 号	告示第四四号

に改める。  
別表第十七中

を

に

一三三	市道 梨山 線	山梨市小原東八五一番地の先 (日下部公民館入口交差点)	四	平成一三年一 月一日 告示第四四号
一一一	市道 蔵山 線	山梨市上石森二二九番地先(市 民体育館東交差点)	四	平成一二年一 月二四日 告示第五一 号
一一一	市道 蔵山 線	山梨市上石森二二九番地先 (市民体育館東交差点)	四	平成一二年一 月二四日 告示第五一 号
一一一	市道 蔵山 線	山梨市上石森二二九番地先 (市民体育館東交差点)	四	平成一二年一 月二四日 告示第五一 号
一一一	市道 蔵山 線	山梨市上石森二二九番地先 (市民体育館東交差点)	四	平成一二年一 月二四日 告示第五一 号
一一一	市道 蔵山 線	山梨市上石森二二九番地先 (市民体育館東交差点)	四	平成一二年一 月二四日 告示第五一 号
一一一	市道 蔵山 線	山梨市上石森二二九番地先 (市民体育館東交差点)	四	平成一二年一 月二四日 告示第五一 号
一一一	市道 蔵山 線	山梨市上石森二二九番地先 (市民体育館東交差点)	四	平成一二年一 月二四日 告示第五一 号
一一一	市道 蔵山 線	山梨市上石森二二九番地先 (市民体育館東交差点)	四	平成一二年一 月二四日 告示第五一 号
一一一	市道 蔵山 線	山梨市上石森二二九番地先 (市民体育館東交差点)	四	平成一二年一 月二四日 告示第五一 号
一一一	市道 蔵山 線	山梨市上石森二二九番地先 (市民体育館東交差点)	四	平成一二年一 月二四日 告示第五一 号
一一一	市道 蔵山 線	山梨市上石森二二九番地先 (市民体育館東交差点)	四	平成一二年一 月二四日 告示第五一 号
一一一	市道 蔵山 線	山梨市上石森二二九番地先 (市民体育館東交差点)	四	平成一二年一 月二四日 告示第五一 号
一一一	市道 蔵山 線	山梨市上石森二二九番地先 (市民体育館東交差点)	四	平成一二年一 月二四日 告示第五一 号

に改める。  
別表第三十三中

に改める。

を

遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和二十三年法律第百二十一号)第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和六十年国家公安委員会規則第四号)第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めため、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十六年十月三十一日までとする。  
平成十三年十一月一日

山梨県公安委員会  
委員長 風 間 善 樹

申請者氏名又は名称及び住所	遊技機の種類及び区分	型式の概要		検定番号
		型式名	製造又は業者名	
株式会社ミスホ 代表取締役 安藤壽雄 東京都江東区有明三丁目一番地二五	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CRキユーティールS G	株式会社ミスホ	一〇〇三六六
マルホン工業株式会社 代表取締役 岸勇夫 愛知県春日井市桃山町一丁目一二七番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	海へいこ う人魚伝説	マルホン工業株式会社	一〇〇四〇二
株式会社ソフィア 代表取締役 井置定男 群馬県桐生市境野町七丁目一〇一番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	花満SV	株式会社ソフィア	一〇〇四二七
アイジーティージャパン株式会社 代表取締役 スコット・ウインゼラー	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第二)	ニトロ	アイジーティージャパン	一四〇三九六

正 誤

東京都港区愛宕一丁目三番四号 愛宕東洋ビル七階	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CRわんぱくパー EX	株式会社 エース電研	一〇〇四三六
株式会社エース電研 代表取締役 武本孝俊 東京都台東区東上野三丁目二番九号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CRあつ いぜ! おやじ	株式会社 サンセイ オールア ンデイ	一〇〇三六七
株式会社サンセイオールアン ドデイ 代表取締役 杉島紀 志男 愛知県名古屋市中区丸の内二 丁目一番一三三号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CRフイ ーパード ル SP	株式会 社 三共	一〇〇三八九
株式会社三共 代表取締役 毒島秀行 群馬県桐生市境野町六丁目四 六〇番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CR・ハ ッピー J	株式会 社 平和	一〇〇三八七
株式会社平和 代表取締役 中島潤 群馬県桐生市広沢町二丁目三 〇一四番地の八	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	CR熱血 竜馬R	株式会 社 藤商事	一〇〇四三一
株式会社藤商事 代表取締役 松元邦夫 大阪府大阪市中央区内本町一 丁目一番四号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)			

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

平成十三年十月十一日掲載の大規模小売店舗の新設に関する届出の公告中

五四三 下 二  
オギノ吉田店  
オギノ下吉田店

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号  
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番